

福島県立医科大学医学部ティーチング・アシスタント制度実施要綱

(平成 18 年 4 月 1 日医学研究科長制定)

一部改正 平成 20 年 3 月 11 日

一部改正 平成 22 年 6 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福島県立医科大学医学部ティーチング・アシスタント制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 ティーチング・アシスタント制度は、大学院医学研究科に在籍する優秀な学生に対し、教育的配慮のもとに教員の補助者として従事させることによって、医学部教育の充実を図るとともに、大学院生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会を提供することを目的とする。

(任務)

第 3 条 ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の任務は、医学部学生（注）に対する教育的効果を高めるために、主に実験・実習等（以下「授業」という。）に関する教育補助業務とする。

(資格)

第 4 条 TAは本学大学院に在籍し、人物・学業ともに優れた者とする。

(身分)

第 5 条 TAは、職員としての身分を有しない。

(委嘱期間及び従事時間)

第 6 条 TAの委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とする。

2 TAの従事時間は原則として、週15時間以内とし、年間150時間を限度とする。

3 前項の従事時間については、当該学生の研究、授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

(推薦書の提出)

第 7 条 大学院生の指導教授は、TAを希望する授業の担当教員の推薦を受けてTA候補者の推薦書（別紙様式1）を医学研究科長に提出しなければならない。

(注) 第 3 条の医学部学生には、大学院生を含む。

(選考)

第8条 医学研究科長は、前条の規定により推薦のあった候補者の中から適任者を選考し、医学研究科委員会の議を経て決定する。

(委嘱)

第9条 前条の規定により選考した者を、TAとして委嘱する。

2 医学研究科長は、前項の委嘱結果を大学院生の指導教授及び授業の担当教員に通知するものとする。

(事前指導等)

第10条 授業の担当教員は、TAによる教育補助業務を把握し、当該授業の安全管理に十分配慮しなければならない。また、TAに対して、あらかじめ補助業務に関する指導を行わなければならない。

(実施報告等)

第11条 授業の担当教員及びTAは、毎月の授業終了後、実施報告書(別紙様式2)を作成し、翌月の5日までに医学研究科長に報告しなければならない。

(報償費)

第12条 TAには、予算の範囲内において報償費を支給する。

(実施状況報告)

第13条 医学研究科長は、年度の最初に開催する医学研究科委員会に前年度の実施状況を報告しなければならない。

(庶務)

第14条 TAに関する庶務は、事務局学生課において行う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、TA制度の実施について必要な事項は、研究科委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年5月19日(大学院医学研究科委員会議決日)から適用する。